

平成20年度長官所長会同配布資料日録

- 1 会同日程
- 2 会同員名簿
- 3 会同席図
- 4 会同進行予定

平成20年度長官所長会同会同日程

時間 日 (曜日)	9:30 ~ 12:00	12:00 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	協議終了後
18日 (水)	最高裁判所長官 あいさつ 協議	昼食 休憩	協議	懇談会
19日 (木)	協議	昼食 休憩	拝謁等	

平成20年度長官所長会合同員名簿

東京高等裁判所長官	竹	崎	博	允
大阪高等裁判所長官	金	築	誠	志
名古屋高等裁判所長官	細	川		清
広島高等裁判所長官	白	木		勇
福岡高等裁判所長官	篠	原	勝	美
仙台高等裁判所長官	相	良	朋	紀
札幌高等裁判所長官	佐	藤	久	夫
高松高等裁判所長官	江	見	弘	武
東京地方裁判所長	池	田		修
東京家庭裁判所長	門	口	正	人
横浜地方裁判所長	安	倍	嘉	人
横浜家庭裁判所長	山	崎		恒

さいたま地方裁判所長	房	村	精	一
さいたま家庭裁判所長	田	中	由	子
千葉地方裁判所長	山	崎	敏	充
千葉家庭裁判所長	寺	尾		洋
水戸地方裁判所長	加	藤	新	太郎
水戸家庭裁判所長	佃		浩	一
宇都宮地方裁判所長	西	岡	清	一郎
宇都宮家庭裁判所長	橋	本	和	夫
前橋地方裁判所長	大	橋	寛	明
前橋家庭裁判所長	井	上	繁	規
静岡地方裁判所長	園	尾	隆	司
静岡家庭裁判所長	櫻	井	登	美雄
甲府地方家庭裁判所長	大	竹	た	かし

長野地方家庭裁判所長	安井久治
新潟地方裁判所長	奥田隆文
新潟家庭裁判所長	持本健司
大阪地方裁判所長	佐々木茂美
大阪家庭裁判所長	林醇
京都地方裁判所長	吉野孝義
京都家庭裁判所長	西村則夫
神戸地方裁判所長	三浦潤
神戸家庭裁判所長	赤西芳文
奈良地方家庭裁判所長	前田順司
大津地方家庭裁判所長	湯川哲嗣
和歌山地方家庭裁判所長	松本哲泓
名古屋地方裁判所長	熊田士朗

名古屋家庭裁判所長	野	田	武	明
津地方家庭裁判所長	下	山	保	男
岐阜地方家庭裁判所長	中	村	直	文
福井地方家庭裁判所長	岩	田	嘉	彦
金沢地方裁判所長	小	倉	正	三
金沢家庭裁判所長	安	江		勤
富山地方家庭裁判所長	杉	森	研	二
広島地方裁判所長	小	西	秀	宣
広島家庭裁判所長	窪	田	正	彦
山口地方裁判所長	下	田	文	男
山口家庭裁判所長	村	岡	泰	行
岡山地方裁判所長	一	宮	和	夫
岡山家庭裁判所長	長	門	栄	吉

鳥取	地方法庭	裁判所長	前	坂	光	雄
松江	地方法庭	裁判所長	岩	田	好	二
福岡	地方	裁判所長	仲	家	暢	彦
福岡	家庭	裁判所長	濱	崎		裕
佐賀	地方法庭	裁判所長	出	田	孝	一
長崎	地方	裁判所長	井	上	弘	通
長崎	家庭	裁判所長	小	松	一	雄
大分	地方法庭	裁判所長	川	口	宰	護
熊本	地方	裁判所長	古	賀		寛
熊本	家庭	裁判所長	山	口		博
鹿児島	地方法庭	裁判所長	片	山	良	廣
宮崎	地方法庭	裁判所長	小	山	邦	和
那覇	地方	裁判所長	小	林	正	明

那覇家庭裁判所長	加藤幸雄
仙台地方裁判所長	阿部則之
仙台家庭裁判所長	三輪和雄
福島地方裁判所長	金谷暁
福島家庭裁判所長	曾我大三郎
山形地方家庭裁判所長	滝澤孝臣
盛岡地方家庭裁判所長	伊藤紘基
秋田地方家庭裁判所長	川勝隆之
青森地方家庭裁判所長	小磯武男
札幌地方裁判所長	山崎学
札幌家庭裁判所長	石田敏明
函館地方家庭裁判所長	上垣猛
旭川地方家庭裁判所長	梅津和宏

釧路地方裁判所長 齋藤隆

高松地方裁判所長 佐藤武彦

高松家庭裁判所長 豊永多門

徳島地方裁判所長 的場純男

高知地方裁判所長 芝田俊文

松山地方裁判所長 春日通良

松山家庭裁判所長 安原浩

出 入 口

(高 裁 事 務 局 長)

高 松 (大 替)	仙 台 (三 角)	広 島 (細 田)	大 阪 (古 財)
-----------	-----------	-----------	-----------

(高 裁 事 務 局 長)

東 京 (安 浪)	名 古 屋 (白 井)	福 岡 (平 田)	札 幌 (中 斐)
-----------	-------------	-----------	-----------

(高 松)

(札 幌)

高 松 地 (佐藤武)
青 森 地・家 (小磯)
秋 田 地・家 (川勝)
盛 岡 地・家 (伊藤)
山 形 地・家 (滝澤)
福 島 家 (曾我)
福 島 地 (金谷)
仙 台 家 (三輪)
仙 台 地 (阿部)
松 江 地・家 (岩田好)
鳥 取 地・家 (前坂)
岡 山 家 (長門)
岡 山 地 (宮)
山 口 家 (村岡)
山 口 地 (下田)
広 島 家 (程田)
広 島 地 (小西)
和 歌 山 地・家 (松本)

高 松 家 (豊永)	德 島 地・家 (的場)	高 知 地・家 (芝田)	松 山 地 (春日)	松 山 家 (安原)	釧 路 地・家 (齋藤)	旭 川 地・家 (梅津)	函 館 地・家 (上坂)	札 幌 家 (石田)	札 幌 地 (山崎学)	那 覇 家 (加藤幸)	那 覇 地 (小林)
------------	--------------	--------------	------------	------------	--------------	--------------	--------------	------------	-------------	-------------	------------

大 分 地・家 (川口)
長 崎 家 (小松)
長 崎 地 (井上弘)
佐 賀 地・家 (出田)
福 岡 家 (濱崎)
福 岡 地 (仲家)
新 潟 家 (持本)
新 潟 地 (奥田)
長 野 地・家 (安井)
甲 府 地・家 (大竹)
静 岡 家 (櫻井)
静 岡 地 (園尾)
前 橋 家 (井上繁)
前 橋 地 (大橋)
宇 都 宮 家 (橋本)
宇 都 宮 地 (西岡)
水 戸 家 (佃)
水 戸 地 (加藤新)

(名 古 屋)

富 山 地・家 (杉森)	金 沢 家 (安江)	金 沢 地 (小倉)	福 井 地・家 (岩田嘉)	岐 阜 地・家 (中村)	津 地・家 (下山)	名 古 屋 家 (野田)	名 古 屋 地 (熊田)	宮 崎 地・家 (小山)	鹿 児 島 地・家 (片山)	熊 本 家 (山口)	熊 本 地 (古賀)
--------------	------------	------------	---------------	--------------	------------	--------------	--------------	--------------	----------------	------------	------------

大 津 地・家 (湯川)
奈 良 地・家 (前田)
神 戸 家 (赤西)
神 戸 地 (三浦)
京 都 家 (西村)
京 都 地 (吉野)
大 阪 家 (林)
大 阪 地 (佐々木)
高 松 高 (江見)
仙 台 高 (相良)
広 島 高 (白木)
大 阪 高 (金築)

千 葉 家 (寺尾)
千 葉 地 (山崎敏)
さいたま 家 (田中)
さいたま 地 (房村)
横 浜 家 (山崎恒)
横 浜 地 (安倍)
東 京 家 (門口)
東 京 地 (池田)
札 幌 高 (佐藤久)
福 岡 高 (篠原)
名 古 屋 高 (細川)
東 京 高 (竹崎)

(最 高)

近 浦 古 中 津 泉 藤 島 横 甲 才 今 堀 那 田	藤 井 田 川 野 田 長 官 尾 中 口 井 龍 須 原
-------------------------------	-------------------------------

会 同 係

広 報 課 長	秘 書 課 長	家 庭 局 長	刑 事 局 長	行 政 局 長	民 事 局 長	経 理 局 長	人 事 局 長	総 務 局 長
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

事 務 総 長	首 席 調 査 官	司 研 所 長	司 研 教 育	総 研 所 長	情 政 課 長	審 議 官
---------	-----------	---------	---------	---------	---------	-------

会 同 係

予 備	予 備	情 診 事	総 2 K	総 参 事	人 給 K	人 任 K	経 総 K	経 主 K	民 1 K	刑 1 K	行 1 K	家 1 K	上 調	上 調	上 調	司 研 局	総 研 部	総 研 部	家 庭 審
-----	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----	-----	-----	-------	-------	-------	-------

平成20年度長官所長会同進行予定

内 容	提 案 庁	担 当 局	時 間	備 考
			(第1日目)	
長官あいさつ			9:30～9:40	10分
1 裁判員法施行まで1年を切った現段階において、制度の円滑な導入に向けて重点的に取り組むべき事項	長崎地（井上） 福島地（金谷）	刑事局	9:40～10:50	70分 (休憩10分)
			11:00～12:00	60分
			12:00～13:00	昼食
			13:00～14:50	110分 (休憩10分)
			15:00～16:00	60分
2 今後事件数が増加するとともに、専門化・複雑化が進んでいくことが予想される民事事件に適切に対処していくために考慮すべき事項	京都地（吉野）	民事局	16:00～17:00	60分
			(第2日目)	
(第2問：協議継続)			9:30～10:25	55分 (休憩10分)
3 これからの若手裁判官の育成について考慮すべき事項	長野地・家 (安井)	人事局	10:35～12:00	85分
			12:00～13:00	昼食
			13:00～15:25	拝謁等

意 見 要 旨

高等裁判所長官
地方裁判所長 会 同
家庭裁判所長

平成20年6月18日, 19日開催

協 議 事 項

- 1 裁判員法施行まで1年を切った現段階において、制度の円滑な導入に向けて重点的に取り組むべき事項（長崎地裁，福島地裁）
- 2 今後事件数が増加するとともに、専門化・複雑化が進んでいくことが予想される民事事件に適切に対処していくために考慮すべき事項（京都地裁）
- 3 これからの若手裁判官の育成について考慮すべき事項（長野地家裁）

1 裁判員法施行まで1年を切った現段階において、制度の円滑な導入に向けて重点的に取り組むべき事項

(長崎地裁)

(1) 裁判員裁判にふさわしい刑事裁判を実現するため、残された課題

ア 模擬裁判の実績を踏まえつつ、これを実務に反映させていくために司法行政上考慮すべき事項

(ア) これまで全国で320回以上の模擬裁判が実施され、「目で見て耳で聞いて分かる審理」、「評議における裁判官と裁判員の真の協働」といった、あるべき裁判員裁判のイメージは広く共有されるに至っている。これを前提として、証拠の厳選、書証の取調べ方法の改善、裁判員が発言しやすい評議進行といった運用面での検討も進められている。これらは、これまで行われてきた模擬裁判や並行して開催されてきた研究会等の成果である。

(イ) しかし、あるべき裁判員裁判の実践という点では、なお課題が残されているように思われる。まず、公判廷で心証を取ることができる審理の実現という点である。証拠の厳選や分かりやすい証拠調べの意味を取り違えているのではないかと思われる例がなお多いのではないか。今後の模擬裁判や研究会は、真に「分かりやすい証拠調べ」を実現するためにはどうすればよいか、特にその前提となる公判前整理手続をどのように運用するのかという課題の研究に力点を置いて進めるべきものと考え。

二つ目の課題は、当事者主義を徹底し、公判前整理手続から積み重ねられた当事者の主張やこれに即した立証を包括的に評価する手法、すなわち裁判体が「弁論を踏まえて論告を検討・評価」する評議の実現という点である。模擬裁判をみると、評議の段階では、それまでの当事者の主張を脇に置いて、裁判官のリードで証拠調べの結果をレビューし一か

ら心証を形成していくような作業が行われ、法廷での審理は証拠の引き継ぎの場としてしか扱われていない。このような模擬裁判の現状では、当事者の意欲もスポイルしかねず、あるべき裁判員裁判の姿が実務に反映されるはずがない。

- (ウ) これらの課題を克服するには、何より裁判官の意識改革が必要である。公判廷で心証を取ることができる裁判にすることと、真相解明とは決して矛盾するものではない。国民の司法参加を採用している国の刑事裁判では、これらが両立する限度での詳しさを真相解明が行われ、裁判の正当性を保持しているのであって、その意味で、裁判員裁判は現在の刑事裁判に対する見直しの契機を当然に含んでいる。当事者主義を徹底すれば、裁判官の役割は、当事者の主張立証が的確に行われるように公判前整理手続及び審理を主宰し、評議では、検察官の主張が合理的疑いを超えて立証されているかどうかを弁護人の主張を踏まえて検討するという観点から、専門家としての立場を踏まえた意見を述べることになるはずである。また、こういうスタンスで審理・評議に臨むのでなければ、裁判官と裁判員がチームを組んで真に協働することなどできるはずがない。模擬裁判に臨むに当たっても、裁判員裁判をこれまでの刑事裁判の延長線上に位置づけるのではなく、あるべき裁判員裁判の具体的なイメージを前提とする必要があるのではないか。若手裁判官の育成という点でも、裁判員とのコミュニケーションが裁判官の重要な役割となることを踏まえた検討が必要と考える。

模擬裁判は、裁判官がこのような新たな裁判員裁判のイメージを共有するための貴重な実践の場であるが、具体的な審理方法等について、一定の共通理解が得られた事項については、実際の事件に取り入れて検証していくことも有用である。長崎地裁では、裁判員裁判に向けてあるべ

き審理の方法を具体的に協議し法曹三者間の共通理解とするため、裁判官、次席検事、弁護士会副会長等をメンバーとする刑事裁判実務協議会を立ち上げ、月1回のペースで裁判員裁判を意識した立証活動の実践等について協議を進めているが、その中で公判前整理手続を充実させた上での連日的開廷の試験的導入についても協議し、実践に移すよう企図している。

(エ) 所長としては、若手を中心に多くの裁判官が模擬裁判に参加し、裁判所が一丸となって取り組む体制を整えるとともに、模擬裁判やこれを踏まえた法曹三者の検討体制が上記のような目的に即したものとなるよう配慮すべきではないか。

イ 裁判員裁判に対応可能な弁護態勢の確保

(ア) 適正な裁判員裁判の実現という観点から懸念されるのは弁護士側の準備の遅れである。裁判員法の施行時までには、裁判員裁判を担当するのにふさわしい能力と熱意を持った弁護人が管内の対象事件数に応じて確保される必要があるのに、現状は非常に厳しい。弁護士層の取組みは会としても個々の弁護士としてみても、裁判所や検察庁に比べると甚だ低調であり、そもそも裁判員裁判に対して無関心であるようにみられる弁護士も多い。

そこで、事件審理を担当する裁判部では動きにくいような場面を含め、司法行政の立場から弁護士層に積極的に働き掛ける必要があると思われる。具体的には以下のような方策が考えられるが、これらは、裁判員裁判を実施していく上でのインフラ整備の問題であって、司法行政のトップたる所長が先頭に立って進めていくべきであろう。

(イ) まず、地裁レベルで、弁護士会及び法テラス地方事務所と協議を進める必要がある。具体的な進め方としては、中核となり得る弁護士に対し、

裁判員制度に関する裁判所の考え方をきちんと説明し、同人を通じて、裁判員制度が成功するかどうかの鍵は当事者主義の裁判にふさわしい弁護活動が行われるかどうかにかかっていることを、できるだけ多くの弁護士に認識してもらうことが有益と考えられる。

(ウ) その上で、各庁の対象事件数に基づき必要な弁護士数を算出し、弁護士会・法テラス地方事務所に対し、裁判員裁判に対応可能な弁護士を必要数確保するよう求めることになる。裁判員裁判対象事件については、被疑者国選の段階でも、そのような弁護士の中から指名通知されるようなシステム作りあるいは運用を求めていくことになる。これらは、本来、弁護士会や法テラスが責任をもって対応すべき事柄である。しかしながら、現状では、弁護士会・法テラスとも、裁判員裁判対象事件について、上記のような能力をもった経験豊富な弁護士が選任されるようにするための具体的検討や施策は、ほとんど進んでいないように見受けられる。長崎について言えば、一定数を示して裁判員裁判専用の名簿を作成するように求めており、弁護士会としても専用名簿を作成する意向ではあるものの、現段階で作れば非常に手薄なものになってしまうというのであり、法テラスによれば、裁判員裁判を担当する熱意のある弁護士は少数の若手に偏っている現状にあるというのである。

このような状況では、裁判所としては、対応する弁護士会・法テラスに対し、まずは各庁の対象事件数に基づき必要と考えられる弁護士数が確保されているのか、その見込みはどうか、さらに、被疑者国選の段階で、上記のような能力・熱意を持った弁護人が適切に選任される仕組みになっているかどうか、具体的なシミュレーションを求めることが考えられる。それでも検討が進まない場合には、三者協議会等で取り上げて議論することも考えるべきであろう。

(エ) ちなみに、法テラス地方事務所長からは、ベテラン弁護士との複数選任を通じて法テラスのスタッフ弁護士を始めとする若手弁護士の育成を図りたいとの申し出を受けた。これに対しては、弁護態勢の整備、構築を進める有効な手段と考えられ、弁護士会の意識を高める意味もあるので、(裁判部の意向を確認した上で)否認事件等で弁護人の負担が過重になると思われる事件については柔軟に対応する姿勢を示している。

(福島地裁)

(2) 裁判員制度を適切に運営していくため、残された課題

ア 裁判員等選任手続を適切に運営していくために司法行政上考慮すべき事項

(ア) 国民の負担に配慮した選任手続の構築

裁判員制度が適切に運用され、社会に定着するためには、裁判員の選任に関しても、制度の趣旨を損なわない形で国民に過度の負担を強いることのない運用が確立される必要がある。そのためには、辞退事由の判断について、国民の社会・経済生活の実態に沿った柔軟かつ適切な運用を実現することが重要であり、特に、辞退の事前承認の活用が肝要である。そして、その上で、歩留まりを見込んだ適切な呼出人数を設定する必要がある。

前倒しの辞退事由の判断を的確に行うためには、事前質問票に参加の障害となる具体的な事情を記載してもらえよう、質問票や回答要領を工夫するほか、非定型的な辞退事由については、国民の社会・経済生活の実態を十分に把握しておかなければならない。もとより、どのような場合に辞退が認められるかについては、明確な線引きはできないし、すべきでもないものの、判断結果に余りにばらつきがあるのは好ましくない。本年4月に最高裁判所から配布されたグループインタビューの報告書等の資料を有効活用しつつ、各種協議会等の機会を通じ、辞退事由の判断の在り方についてより具体的かつ実践的なイメージの共有に努め、特に、辞退事由の判断につき調査票段階、質問票段階といった時系列的な枠組みや主要な考慮

要素等についての共通の認識を形成しておくことが肝要であろう。

このような辞退事由の判断の参考となる事情は、これまでの調査等によってかなり把握されてきてはいるが、各裁判所が行った企業等の訪問については、当庁も含めて、訪問先が規模の大きな企業等に片寄り、地域の実情の把握という点で必ずしも十分でなかった面があったほか、聴取結果の利用方法についても検討の余地がある。今後、裁判部と事務局が連携を密にし、裁判官が必要としている情報は何かということを踏まえて、結果の利用方法を念頭に置きながら、各職種、企業等の規模のバランス等を考慮し、かつ、必要性を見極めつつ、訪問対象を合目的的に選別するなどして、今後の模擬裁判の裁判員役の確保と併せて、更に地域の実情の把握に努める必要がある。また、施行を間近に控えて残された期間や割ける人員が限られていることから、地域の実情の把握については、企業等訪問に代えて、各種団体を通して傘下企業、構成員等へのアンケート調査、辞退事由判断の検証については、模擬選任手続に代えて、具体的な審理日程を想定した質問票形式の書面によるシミュレーションなどの効率的方法も検討する必要がある。

(イ) 選任手続期日の円滑な運営

裁判員候補者に対するオリエンテーションについては、模擬選任手続の状況を記録したDVDを資料として検討、研修を行うなどして、担当職員のコミュニケーション能力の一層の向上を図る必要がある。

また、裁判員制度が始まれば、庁舎内で職員が裁判員候補者や裁判員と接触する機会は格段に増え、職員の応接態度、言動全般が一般の国民の目にさらされることになることから、すべての職員について、研修等により、庁舎内全体が接遇の現場であるとの意識を涵養する必要がある。

イ 国民の幅広い参加を得るため、今後各地方裁判所において取り組むべき事項

(ア) 国民に幅広く参加してもらうための広報活動

本年3月の「裁判員制度に関する意識調査」調査結果報告書によれば、裁判員制度が間もなく始まることなどはほぼ周知されているものの、制度の詳細についてはいまだ十分に理解されていないこと、責任の重大性や的確な判断をすべきことに対する不安や身の安全に対する不安を抱いている人がかなり多いことなどが明らかとなっていることから、今後の広報は、国民の一人一人に制度の具体的内容の理解を深めてもらい、種々の不安の解消、軽減を図って、参加意欲を高めることに重点を置いて行うべきである。内容的には、責任の重大性や的確な判断をすべきことに対する不安が裁判員になる場合の心配の上位を占めているのであるから、裁判員の職務の具体的内容や裁判官との協働のありようをさらに広く広報していくことが重要と考えられる。また、身の安全に対する不安については、万一の事態を想定した対応は考えておくべきであるが、それ以上に重要なのは、裁判員に危害が加えられるような事態は現実にはほとんど想定されないということや裁判員を特定するに足りる情報は明らかにされないということを確認に伝えることであろう。

そのための手段としては、個々の住民に届く広がり、二次的波及効果を意識した広報が有効であり、特に、テレビや新聞などのメディアに対しては、積極的に情報を発信するとともに、所長や裁判官が表に出るなどしてニュース価値のある取組をして、その活用を図るべきである。そのほか、経済団体、職業団体、PTA、調停協会、検察審査協会、自治会等の各種団体や組織、地家裁委員会の委員に働き掛けたり、自治体の広報誌などを積極的に活用したりしていくべきである。また、参加者の疑問に答える双方向型の企画も引き続き実施していく必要がある。

(イ) 参加を得やすくするための環境整備

企業等の従業員等に関しては、特別有給休暇制度の導入などの企業の態

勢の整備が徐々に進みつつあるが、裁判員等を支える経営者の姿勢や職場の雰囲気醸成の重要性について、引き続き経営者等に対する理解を求めていく必要がある。

また、保育サービスの在り方については、先般示された厚労省の方針を踏まえて、今後、各自治体と可能な態勢の整備を協議する必要があるとともに、保育サービスに関する情報をどこがどのようにして提供すべきかについても、各裁判所で態勢整備を図る必要がある。

(3) その他、今後施行までの間に取り組むべき課題

ア 裁判員制度に関する報道対応の在り方

裁判員制度に関する報道については、①裁判の公正の確保と報道の自由とのかねあいをどこに置くかという問題と、②裁判員制度の定着を図る観点から取材に対してどのように対応するかという問題がある。

①の点に関し、本年、日本新聞協会及び日本民間放送連盟から相次いで指針が発表された。いずれも抽象的なものにとどまっており、今後の各社の具体的な取組が重要である。裁判所としても、様々な機会を通じて、裁判の公正の確保の重要性について、報道機関との相互理解を図る必要がある。

また、公判前整理手続について報道機関に対しどのように対応すべきかという問題もある。非公開とされている趣旨には留意する必要があるが、これまで公開の法廷で行われていたやりとりの一部を先行して行う面が大きいことや、当事者がそれぞれ対応したのでは一面的で不正確な報道がされるおそれが多いことなどを考えると、裁判所が余り拘子定規な対応をするのは相当でないであろう。公判前整理手続期日の指定や結果、手続の進行状況等の外形的事実のほか、整理の内容にわたる事項についても、当事者の合意を得るなどした上で、裁判所から報道機関に情報提供すべき場合が少なくないように思われる。なお、その場合の具体的な記者対応は、裁判体に代わって所長が行うことになる。

②の点に関しては、メディアの影響力を念頭に、積極的にこれを活用するという姿勢で臨むべきであろう。その際、所長に対するインタビューに積極的に応ずることは当然として、裁判員等に対する押し掛け取材を防止するという意味でも、一定のルールの下に、同意した裁判員等に対するインタビューの機会を設けることも考慮されてよいのではないか。いずれにしても、報道機関への対応に裁判所によって大きな差異があるのは好ましくなく、中央レベルで協議をして基本的なルールを作った上、それを踏まえて、各庁において報道機関との間で協議し、一定のルールを作っておくべきであろう。

- 2 今後事件数が増加するとともに、専門化・複雑化が進んでいくことが予想される民事事件に適切に対処していくために考慮すべき事項

(京都地裁)

(1) 民事訴訟の運用の現状と事件動向

ア 新民訴法施行，司法制度改革を経た民事訴訟の運用の状況

争点中心主義による審理の充実・促進という新民訴法が掲げた目的は，司法制度改革の過程も経て，概ね達成されているといえ，審理期間が全体として次第に短縮されるなど所期の成果が上がっていると考えられる。

ただし，全体の審理期間の短縮化が顕著である一方，争点整理が漂流し，適切な審理が実現していないのではないかと，迅速さ重視のあまり審理の充実がおろそかになっているのではないかと指摘も裁判所の内外から聞かれるところであり，また，そもそも争点整理において裁判所があまりにも主導的役割を果たしすぎているのではないかと，そのような訴訟運営は，今後の事件動向等によっては，やがて限界に陥るのではないかと指摘もある。

イ 事件動向の現状と分析

民事訴訟事件は，長い目でみると全体として増加基調にあるといえるが，このような状況は，国民の権利意識の高まり，社会の複雑化と多様化，弁護士数の増加，経済状況等を反映したものとみられ，今後もこの傾向は続くものと予想される。たしかに，近年の事件数の増加の相当部分を占める過払金返還請求訴訟は，数年先にはその数も落ち着くと見込まれるが，今後，法曹人口が大幅に増加すると見込まれることや社会の変化がいつそう激しくなると思われることなどに照らすと，これに代わる新たな訴訟が大量に提起される可能性があるし，何より，訴訟事件が量的に拡大するとともに質的にも拡大変化していく可能性は否定できない。

具体的にみると，人数の増加に合わせて弁護士の専門化が進むと推測されることから，専門性を有する事件はさらに増加すると見込まれるとともに，

専門性がより高度化していく可能性があるし、コンピュータを始めとする先端技術に関する事件や適格消費者団体差止請求訴訟等新たな法に基づく従前に例をみない類型の訴訟も出現してくると予想される。そして、このような専門化した訴訟や新たな類型の訴訟に対して、弁護士増に伴い大規模化した大手事務所が厚い布陣で積極的に取り組んでくる例は、現に大都市の裁判所で見受けられるところであり、そのような事例がさらに増加する可能性がある。

他方で、弁護士増にともなう、訴訟代理人の力量の格差の拡大等により、法的に十分に整理されないまま提起される事件や、無理に掘り起こしたためか、もともと請求に理由がないとみられる事件が増加してきていることは、現場の裁判官が実感として受けとめているところであり、このような傾向は、今後、より顕著となる可能性がある。

(2) (1)を踏まえて、適正かつ迅速な事件処理を確保するために考慮すべき事項

ア 民事訴訟の今後の課題

今後の民事訴訟の在り方を考えるに当たっては、前提として、以上のような民事訴訟事件の大幅な質的・量的拡大の可能性を想定しておく必要があると思われる。

事件の質的拡大の面では、高度に専門性を有する訴訟や新たな類型の訴訟の増加に対して、どのように裁判所、裁判官が対応していくのかが重要な問題であるし、量的拡大の面では、法的に十分に整理されないまま提起される事件をはじめとする大量の民事事件の増加について、適正さ、迅速性の要請に応えつつ、対処していくためにはどういった点に留意する必要があるか、検討すべきであろう。

さらに、民事事件が質的・量的に大幅に拡大する中で、争点整理において裁判所が過度に役割を果たしていないかなど、民事訴訟の現在の運用の在り方についても検討を始めるべきであろう。

これらの検討に当たっては、裁判所だけではなく、より根源的に広く民事紛争処理の社会的システム全体を視野に入れて、あるべき姿を総合的に考察していく必要があるだろう。

イ 今後の民事訴訟の在り方について検討すべき事項

(ア) 以上の問題状況と今後の課題を前提として、民事訴訟の在り方について検討する際に、まずは、訴訟外の紛争解決手続（ADR）との関係を考察する必要があると思われる。昨年、ADR基本法が施行され、認証団体も各地で設立されていて、今後、各種ADR機関がその動きを強めることも予想される。裁判所がメインかつ最終的な紛争処理機関としての役割を十分に果たすためにも、適切な事案については裁判所外の有用な資源を活用し、相対的に民事訴訟にかかる負担を軽減していくという観点から、ADR機関に対する期待は大きいものがある。特に医事関係や建築関係等特定の専門領域の紛争については、その専門性を生かしたADR機関に期待すべき点が少なくない。また、比較的軽微な紛争についても、時間、費用の負担の少ないADR機関が果たすべき役割が大きいと思われる。これらの点で、裁判所の立場から、様々な問題提起やADRの活性化のための働きかけを行っていくべきではないだろうか。

(イ) 次に、複雑困難な専門事件や新たな類型の事件に対しては、裁判所側の対応能力を高めるための方策が重要であり、そのために司法行政上どのような支援策がありうるか検討する必要がある。例えば、専門的知見を訴訟手続に載せるための方策として、専門委員の活用が考えられるが、その活用割合を高めるためには、委員の専門分野及び数の拡大が前提となるし、鑑定人の選任に時間を要している事態を改善するための鑑定ネットワークの充実・強化も不可欠である。また、専門事件に対する各庁の取組み状況や、大規模庁の専門部に蓄積されている情報、ノウハウ等を裁判所全体として共有、活用していくための諸方策も考える必要がある。この点に関し

て、大阪高裁管内では、執行、倒産、交通等の分野において、大阪地裁を中心とし、京都、神戸等の裁判所の専門部が年1回集まり、情報交換を行っているが、このような情報交換や意見交換の場を他の分野にも広げていくことが考えられるし、長期化すると思われる事件類型毎に研究等を行うなど、裁判官が情報を共有化できるようなシステム作りが必要であろう。

なお、民事事件の中には簡易な事件が多数提起されていることも事実である。そこで、複雑困難事件について、充実した審理を行うために、特に簡易迅速な処理が求められる事件について、民事訴訟上何らかの特別な手続を導入することも将来的に検討していく必要があるのではないだろうか。

(ウ) 民事訴訟の運用の在り方については、慎重に検討する必要がある。新民訴法下の訴訟の争点整理において、これまで裁判官が積極的な役割を果たしてきたし、裁判官が争点整理をある程度リードしていくこと自体は期待されているところであろう。しかし、そもそも争点整理において、過度に裁判所に依存する在り方は民事訴訟における当事者主義の観点から決して望ましいことではないし、前述のとおり、今後、民事訴訟が質的・量的に拡大していくと思われる状況の中で、裁判所が過度に後見的な役割を果たす手法は、その負担の点からもやがて限界に陥るとの指摘にも肯けるものがあり、この際、裁判所と当事者の役割分担の在り方について根本的に見直していく必要があると考えられる。

ただ、現状の審理について、争点の把握が不十分なまま、争点整理期日が漂流化し、適切な審理が実現されていないのではないか、審理の充実がおろそかになっているのではないかと指摘についても注意しなければならない。したがって、裁判所と当事者の役割分担の在り方の見直しに当たっては、こうした実務の現状についても十分に留意しつつ、慎重に検討する必要もあろう。

この点の検討のためには、まず、裁判官サイドにおいても問題意識を持

つことが肝要であり、さまざまな機会を通じて、意見交換、情報交換を行うことが望ましい。それとともに、争点整理を含め、裁判所と当事者の役割分担の在り方について、問題意識を共通とし、実務的な方策を具体的に検討するために、弁護士会との間で協議をしていく必要もあろう。

(エ) 以上、今後の民事訴訟の動向を考察し、その将来像を俯瞰しようとしたが、将来予測に関しては不確実な点も多く、将来の在るべき具体的な姿を提示するまでには至っていない。ただ、現在及び今後の予想される問題状況を踏まえ、在るべき民事裁判について議論していただくためのたたき台を述べさせていただいた。今後の民事裁判の在り方を考えるに当たっては、基本的な視点として、これまでに述べたほかに、分かりやすい審理とは何か、利用者である国民の満足度を高めるためにはどうすべきかなどの点も合わせて検討する必要があると思われる。裁判所内外の関心が刑事裁判に集中する中、今後、民事裁判の在るべき姿についての議論が進展することを期待したい。

3 これからの若手裁判官の育成について考慮すべき事項

(長野地家裁)

司法が社会の多様なニーズに応じて質・量ともに拡大していく中、これを支えていく裁判官には、①裁判の主宰者として備えるべき専門的な知識と技量を高めるとともに、②判断者として国民から信頼が得られるだけの人間的な力量を身につけることが求められている。より具体的には、①の点については、日々の具体的な事件を適切に処理する過程で、着実に法的な分析力・思考力を高め、得意分野ではより専門性を磨いていくべきであり、②の点については、本などからの知識だけでなく、基本的には、真摯に事件に向き合い、当事者などに分かりやすく問題状況や解決策を説明してその理解を得つつ解決を図っていく中で、共に仕事をする様々な人々から刺激を受け、人間に対する理解や人への共感性などを実感しながら次第に醸成されていくものと思われる。若手裁判官としては、これらを念頭に置いて、各自の目指す裁判官像やそれに至る道のりを考え、目標に向かって主体的に取り組んでいくことが必要である。

(1) 裁判員裁判における陪席の役割を踏まえた若手裁判官の育成

ア 若手裁判官の育成という観点からみた裁判員裁判の意義

裁判員裁判は、司法に対する新しい時代の要請に応えるために創設された。裁判員との協働を実現するために、裁判官は、既成の運用の枠組みに安住することは許されず、柔軟かつ多角的な発想の下で、専門家としての役割を果たしていかなければならない。こうした裁判官の役割を考えると、裁判員裁判を担当する裁判官には、上記の①及び②の資質・能力が不可欠で、裁判員裁判を経験する中でこうした資質・能力が養われていくものと期待され、その意味で、裁判員裁判は、若手裁判官の育成にとって、格好のトレーニングの場となるはずである。審理の形態が変わる以上は従来と同じ方法による育成は難しくなるだろうが、それが唯一の方法というわけではなく、むしろ従来はできなかった育成方法が可能になるという発想で臨むべきものと思われる。

裁判員裁判におけるOJTを具体的に考えるため、経験の浅い左陪席裁判官の関与の状況を段階を追って見ると、次のような点が指摘できる。

- (ア) 公判前整理手続段階では、分かりやすく迅速な審理を実現するため、合議を十分に尽くして整理手続に関与しなければならない。この段階で裁判所に求められるのは、既存の法律知識や実務慣行を十分に認識し、その本質を明確にわきまえた上、当該事案にふさわしい争点整理の方向を見定め、争点の核心的部分が的確に主張・立証（反証）され、素人にも正しく理解されるよう、両当事者に働きかけていくことであろう。こうした観点からの合議や手続への関与は、若手裁判官にとっては、法的分析力を高め、それを活用して事件を柔軟かつ立体的にとらえる能力を養うという意味で、非常に意義のある実践的な訓練の場になると考えられる。
- (イ) 裁判員が加わった段階では、一般的に裁判員が最も声を掛けやすいのは、左陪席裁判官であろう。左陪席裁判官には、法律用語などを分かりやすく簡潔に説明するとともに、裁判員の特質、思考パターン、疑問点等を把握し、必要なケアをしていく役割が期待されよう。これも、裁判官としてのキャリア形成にとって、普遍的な意義をもった修練ということができる。
- (ウ) 評議は、このような法的分析力と裁判員との人的接触を総合した実践の場である。裁判官は、専門家と裁判員との協働がどういう成果となって結実するのかという問題意識の下に、評議に積極的に参加しなければならない。裁判官は、法律知識や実務経験を踏まえた意見を述べることになるが、自己の意見や判断を分かりやすい言葉で簡潔に説得力を持って説明し、柔軟に議論をしていくことが必要であり、従来以上に、論理的思考力に裏付けられた説得的な表現力が求められることになる。このように、枝葉部分にとらわれることなく、事件の核心に迫る「骨太の」判決を目指して評議に関与することは、主体的、自律的成長のためのまさに実践の場であり、職業裁判官だけの評議では得られない貴重な経験を重ねることができる。

(エ) 判決書作成の場面では、これまでのように詳細かつ長大な起案をすることがなくなるため、密度の濃い訓練、教育ができないという見方もあり得る。しかし、裁判員裁判においては、公判前整理の結果を踏まえた集中的かつ充実した審理を前提に、裁判員参加の評議でなされた議論のうち、重要な事柄に絞って簡潔に短時間で文章化するという能力が新たに求められる。いうならば、ぜい肉を落とし、中核となる事実と論理が凝縮された起案をしなければならない。これは法律家としての文章起案能力の養成として不可欠なものであり、短時間に内容を構成して適切に表現する能力は、その後の起案能力の基礎となっていくものと考えられる。

イ 模擬裁判等から見えてきた今後の課題

(ア) 若手裁判官の育成の観点から裁判員裁判を考えるに当たっても、模擬裁判は貴重な実践、検証の場といえる。しかし、裁判体の果たすべき役割についてなお意識改革の徹底が求められている現段階では、若手裁判官の成長といった視点で、模擬裁判の成果や問題点を検証する作業はまだ十分ではないと思われる。例えば、裁判員に対する説明では、説明が長すぎて分かりにくかったり、裁判員の理解の程度を観察しながら適宜質問タイムを作るなどの臨機の対応ができない場面や、早期の判決書の作成を意識するあまり、評議の過程で左陪席裁判官が書き役・記録役にまわり、議論の中身に十分参加できていないなどの例もないわけではない。

(イ) 所長は、こうした視点も忘れずに、現在刑事担当かどうかにかかわらず、できるだけ多くの若手裁判官を模擬裁判・模擬評議に参加させて裁判員への対応などを体験させ、各裁判官に自らの向上に向けての認識が深まるよう配慮すべきではないか。

(2) 民事事件・家庭事件における若手裁判官の育成

ア 民事裁判の今後の課題と若手裁判官の育成

民事裁判については、今後、法曹人口の増加に伴って事件数が一層増大し、

都市部を中心に弁護士の特門分化が進む一方で、代理人の能力格差が拡大していくことが予想され、裁判所にとって量的・質的な負担の増大が不可避となると予測される。このような事態に的確に対応するための方策については、第2問で議論されるであろうが、民事訴訟の在り方そのものにも立ち返った検討が進められることになると思われる。若手裁判官の育成も、これらのことを念頭に置いて考えるべきであるが、いずれにしても、様々な状況に柔軟に対応できる普遍的な能力の修得を日指すべきであり、前記冒頭の裁判官に求められる①及び②の資質・能力の醸成が最も重要なものとなってくるであろう。こうした観点からすると、合議においては、当該裁判の持つ意味や社会的影響など様々な角度から結論の妥当性を十分に議論・検証することが肝要であり、その他の手続の段階においても、次のような点が指摘できると思われる。

(ア) 争点整理においては、当事者がその自己責任の下、主体的に争点整理を行うことを基本としつつ、裁判官が要所要所でリーダーシップを発揮することになると考えられる。若手裁判官としては、専ら合議に備えるために記録を読んで争点を探索するのではなく、自分自身で期日における当事者とのやり取りに積極的に参加し、紛争のポイントを的確に捉え、適切な進行を図るという実践的な経験を早い段階から積むことが重要である。その意味で、十分な事前合議を踏まえ、争点整理の期日において陪席裁判官が発言する機会をこれまで以上に増やしたり、受命手続をより積極的に活用するなどしていくべきものと思われる。

(イ) 和解においては、裁判官の認識を的確に当事者に伝え、当事者の反応を正しく受け止め、それに即して折衝を行うという、真の意味でのコミュニケーション能力が求められる。既に実践されている裁判体も多いであろうが、十分な合議を経た上で、ある程度の裁量を持たせる形で陪席裁判官に受命和解を担当させることは、タフな経験を積ませ、たくましい裁判官を

育てるのに適した手法であり、今後とも幅広く活用すべきものと思われる。

(ウ) 判決起案については、判決の枠組み、論理立ての基本をきちんと身に付けさせる指導に重点を置くべきであろう。例えば、新様式判決は、争点中心型の訴訟運営を反映した簡潔で明快な判決を目指すものであることを認識させ、争点指向性の高いメリハリを付けた説示の基本的な在り方を伝えていくべきではないか。

イ 家庭裁判所における事件処理の特性を踏まえた若手裁判官の育成

(ア) 家庭裁判所の事件は、家事事件・少年事件を問わず困難なものが増加し、大きな社会的な要請の中で、家事事件において人訴移管や成年後見制度の導入などが行われ、少年事件での新たな立法も見込まれるところ、その事件の大半が単独で処理され合議を通じた研さんの機会が少ないこと、手続面で裁量が大きく、法的判断のみならず具体的妥当性を考慮した判断も求められること、多職種との連携で事件処理に当たるとともに、本人その他の関係者と直接対応する場面も多いこと（いわばチームリーダーとして仕事をする必要がある。）などにその特性がある。

(イ) 若手裁判官の多くは、少年事件を未特例判事補の期間中（今後は3年3月の初任の期間中の場合もある。）に、家事事件を特例判事補の期間中に、それぞれ初めて担当するケースが多く、上記のような事件処理の特性と社会的な要請による大きな変化から、戸惑いを覚える場面も少なくないと思われる。他方で、家庭裁判所の若手裁判官は、既に地方裁判所の左陪席の経験を有し、当事者（今後はさらに裁判員）との対応や職員との協働作業なども行い、自分の力で考えて自分の考えを他者に適切に伝えるなどの経験を積んでいるのであるから、その育成に当たっては、所長や部総括、上席裁判官の側からの一方的なアプローチに偏するのではなく、チームリーダーとしての自覚と家裁の事件の背後にある社会的な要請や時代の流れの理解を促し、基本的には既に独り立ちを始めた裁判官として必要に応じたア

ドバイスのもとにその主体的な取り組みにゆだねるのがよいのではないか。

(ウ) もちろん、前記のような状況の下で、家事事件、少年事件の中には非常に困難な事件も少なくないので、若手裁判官が対応に迷った際に、中核となる裁判官が気軽に相談に乗ったり、必要な場合に合議が組みやすいような態勢を整えておくことは必要である。

平成20年6月18日

高等裁判所長官
地方裁判所長 会 同
家庭裁判所長

最高裁判所長官あいさつ

最高裁判所長官あいさつ

裁判員制度の実施まで1年足らずとなりました。刑事裁判に広く国民が参加し、裁判官と協働して審理判断に当たる裁判員制度の導入は、刑事司法制度の画期的な改革であるにとどまらず、司法と国民との新たな関係が築かれるという意味で歴史的な意義を有するものです。近年の社会経済情勢、国民の意識の変化等を反映し、司法は、その機能をより充実させ、その基盤をより強固なものとするのが求められています。私たちは、裁判員制度を円滑に実施し、この制度を通じて司法に対する国民の理解と信頼を一層確かなものにするため、全力を挙げて、準備に取り組んでいかなければなりません。

裁判員制度の本来の趣旨に沿う、国民の良識を反映した刑事裁判を行うには、裁判員に分かりやすく、負担の少ない迅速な裁判手続を実現することが不可欠です。そのため、これまで全国の裁判所で、法曹三者による模擬裁判を繰り返し実施するなどして、裁判員裁判における審理、評議の在り方について検討を重ねてきました。その結果、争点に集中し、分かりやすい主張、立証活動を行うことにより、

公判廷で心証をとることができるような審理を実現しなければならぬという点は、今や法曹三者の共通認識になっています。このような審理が実現されてこそ、裁判官と裁判員が率直に意見を述べて十分議論することができ、審理、評議を通じ、両者が、いわば一つのチームとして、真の意味で協働することが可能となります。今後は、こうした認識を一層深めつつ、模擬裁判において審理に工夫を重ねるとともに、その成果を実際の刑事裁判に取り入れていく必要があります。また、裁判員裁判にふさわしい当事者の訴訟活動が行われるよう、各地の検察庁、弁護士会や司法支援センターにおいても、裁判員制度の実施に向けた準備を加速し、態勢の整備が図られることが期待されます。

裁判員制度が適正かつ円滑に運用されるには、幅広い国民の参加を実現しなければなりません。そのためには、裁判員選任の手続の運用を国民の負担に十分な配慮をしたものにし、様々な事情に基づく辞退の申立てに対し、国民の生活実態、各地域の実情に即した柔軟で適切な判断を行えるようにすることが重要です。また、この秋には、いよいよ裁判員候補者名簿の調製作業が始まります。国民の裁判員制度の内容や運用に関する疑問や不安も、現実的なもの

になってくると思われまゝ。今後は、法曹三者が連携を一層密にして、これらの疑問等に的確に答える、きめの細かい広報活動を行い、裁判員の果たす役割等を分かりやすく、具体的に説明することにより、国民の不安の解消に努めなければなりません。参加への障害を軽減するための社会環境の整備についても、引き続き、関係機関との緊密な連携の下に、着実に進めていく必要があります。

昨年末には新しい法曹養成制度の下での最初の法曹が誕生しました。新制度は、まだ緒についたばかりであり、今後、教育システムが全体として有機的な連関を持ったものとして機能を発揮していくよう、様々な角度から実証的な分析、検討を重ね、継続的に改善の努力をしていく必要があると思われまゝ。司法修習を担う裁判所としては、これまでと同様に法曹としての基本的な能力と高い倫理観を備えた人材を養成するため、法科大学院での教育の成果を確認しながら、より効果的な実務教育の実現に努めていかなければなりません。

裁判所にとって、次代を担う裁判官が伸び伸びと成長し、その力を存分に発揮していくことが極めて重要です。若い裁判官たちは、今後長きにわたり、司法制度改革が生み出

した制度を運用し、21世紀にふさわしい裁判実務を創造していくという重要な役割を果たすことが期待されています。実務に携わり、経験を積む過程で、各人の創造的な意欲や斬新な発想が損なわれることなく、広い視野と柔軟な思考力を身に付け、自ら大きく成長していくことが必要です。私たちは、日々の裁判実務の在りようが、裁判官たちの意欲や発想を十分に受け止めることのできる柔軟で創意に満ちたものであるよう、努めなければなりません。これまで培われてきた自由かつ達な雰囲気の中で、裁判の在り方に絶えず思いを致して議論を重ね、改善に向けて不断に努力する先輩裁判官たちの姿勢こそが、若い裁判官たちの成長を育む豊かな土壌であると言えます。

民事裁判の分野では、訴訟事件の審理の充実・促進が図られ、長期係属事件の減少、審理期間の短縮等の一定の成果が上がり、執行・倒産事件等の処理も順調に推移しています。他方で、最近、訴訟事件が急増する傾向を示し、また、専門的知見を要する複雑困難な紛争について迅速な判断が求められるようになっていきます。民事裁判においては、社会経済の状況が如実に事案に反映することから、法曹人口の増加、国民の権利意識の高まり、更には、今後予測さ

れる事件の増加や一層の複雑困難化，専門化等を視野に入れ，民事裁判の在り方について，長期的な視点に立った幅広い検討を始める必要があります。家庭裁判所が取り扱う事件も，家庭や少年を取り巻く環境の変化に伴い，ますます多様化するとともに，深刻な利害関係の調整や困難な判断を求められるものが増加しています。家庭裁判所は，このような状況に的確に対応することができるよう，手続や運営について，引き続き改善を図っていくことが重要です。

裁判所に対する国民の信頼の源は，裁判官や職員が，担当する一つ一つの事件を適切に処理するところにあります。様々な制度改革が次々と実施に移され，新たな立法も行われる中で，それに伴う様々な課題に懸命に取り組みながら，裁判所に提起される多数の複雑困難な事件を誠実に処理してきた職員各位の姿を心強く思うとともに，改めて，その尽力に敬意を表します。今後とも，裁判所に対する国民の期待と信頼に応えるため，職員各位と共に，全力を尽くしたいと思います。

以上をもって私のあいさつとします。

なお、先日、裁判官が刑罰法令に触れる行為に及んだとして、逮捕、勾留の上、起訴されるという事件が発生し、最高裁判所は、一昨日、当該裁判官に対する弾劾による罷免の訴追を求めました。このような事態は、これまで営々として築き上げてきた裁判所に対する国民の信頼を著しく損なうものであり、甚だ遺憾と言わざるを得ません。この機会に、改めて職責の重大であることを自覚し、日々の職務を誠実に遂行することにより、信頼の回復に努めていかなければならないと痛感する次第です。

平成20年度長官所長会同協議結果概要

6月18、19日の両日にわたり、最高裁判所において、高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同が開催された。協議事項は、裁判員法施行まで1年を切った現段階において、制度の円滑な導入に向けて重点的に取り組むべき事項、今後事件数が増加するとともに、専門化・複雑化が進んでいくことが予想される民事事件に適切に対処していくために考慮すべき事項、これからの若手裁判官の育成について考慮すべき事項であり、これらの事項について活発かつ幅広い意見交換がされた。その概要は、以下のとおりである。

1 裁判員法施行まで1年を切った現段階において、制度の円滑な導入に向けて重点的に取り組むべき事項

まず、裁判員裁判にふさわしい刑事裁判を実現するため、残された課題について議論され、現状の問題点として、模擬裁判の評議では、それまでの当事者の主張を脇に置いて、裁判官のリードで証拠調べの結果をレビューし、一から心証を形成していくような作業が一部で行われるなど、審理と評議が断絶している例が見られる、争点に集中し、公判廷で心証を取ることでできる審理を実現するための具体的な方策について共通認識が形成されておらず、的確な争点設定と、それに基づいた冒頭陳述から論告弁論まで一貫した主張立証といった模擬裁判等による検討の成果が実際の事件における審理に生かされていない、といった指摘がされた。その上で、裁判員役として参加した国民の意見を聴きながら、あるべき刑事裁判を実践するための具体的な方策について、法曹三者の共通認識の形成を進めるべきこと、模擬裁判で得られた成果を踏まえて、実際の事件においても裁判員裁判にふさわしい審理を実践していくべきこと等の意見が述べられ、異論を見なかった。また、裁判員裁判の円滑な実施のため、裁判所としても、裁判員裁判に対応可能な弁護態勢の確保に向けて、できる限りの協力をしていかなければならないとの意見が多く述べられた。

続いて、裁判員制度を適切に運営していくため、残された課題について議論がされ、幅広い国民の参加を実現するためには、選任手続を国民の負担に配慮したものにするとともに、きめの細かい広報活動により、できる限り国民の不安や疑問の解消に努めていくことが必要であるとの点で意見が一致した。さらに、裁判員等選任手続については、辞退の申立てがあった場合に、国民の社会経済生活の実態や、各地域の実情に即した柔軟かつ適切な判断を行えるよう、十分な準備をしておくことが重要であるとの意見が多く述べられた。

最後に、その他、今後施行までの間に取り組むべき課題として、裁判員制度に関する報道対応の在り方について議論された。公判前整理手続については、非公開とされている趣旨に留意する必要があるが、結果の概要や大まかな進捗状況については、当事者の同意を得ながら、裁判所からできる限り情報提供を心がけるべきであるとの指摘がされた。また、裁判員経験者に裁判員裁判を体験した感想を話してもらう機会を設けることの当否・問題点についても議論がされた。

2 今後事件数が増加するとともに、専門化・複雑化が進んでいくことが予想される民事事件に適切に対処していくために考慮すべき事項

まず、民事訴訟の運用の現状と事件動向について議論がされた。争点中心主義と集中証拠調べという現行民訴法の理念は概ね実務に定着し、審理期間の短縮など一定の成果が得られているとの点で意見が一致したが、一部には、充実した争点整理が行われていない例もあるとの意見が述べられた。また、事件動向については、将来の予測は難しいが、法曹人口の増加や弁護士の専門化、社会の複雑化等により、事件数が量的に増大するとともに、専門性の高い事件の増加をはじめとして質的にも変化・拡大していく可能性があるとの意見が多数述べられた。

続いて、上記の現状と動向を踏まえて、適正かつ迅速な事件処理を確保するために考慮すべき事項について議論がされた。民事訴訟を取り巻く諸情勢の変化については、引き続き注意深く観察していく必要があるが、今後起こり得る様々な変化にも適切に対応することができるよう、あらかじめ検討を始める必要がある

との指摘がされた。訴訟の量的な増大については、紛争解決のための社会的システム全体を視野に入れ、ADRの拡充等が図られるべきであるとの意見や、事件内容等に応じた新たな手続の創設等を含め、制度的な改革も検討する必要があるのではないかとといった意見などが述べられた。また、専門性の高い訴訟について、裁判所の対応力を強化していく必要があるとの観点から、専門委員等の更なる活用や、専門部等に蓄積されたノウハウの共有化を図るための態勢整備等が必要であるとの意見などが述べられた。さらに、民事訴訟の運営の在り方に関し、諸情勢の変化を踏まえ、裁判所と当事者との役割分担につき将来的に見直しを迫られる時期が来るのではないかと指摘がされ、この点については利用者である国民の期待、意識等を踏まえて検討する必要があるとの意見などが述べられた。

3 これからの若手裁判官の育成について考慮すべき事項

判事補を始めとする若手裁判官の育成に関し、昨年の長官所長会同における総合的議論から更に一步踏み込んで、若手裁判官の主体的・自律的成長にとって重要とされるOJTの具体的な意味合いについて議論がされた。

まず、裁判員裁判における陪席の役割を踏まえつつ、若手裁判官の育成に当たって考慮すべき事項が議論された。初めに、裁判員裁判は刑事裁判に抜本的な変革をもたらすものであり、裁判官には、専門的知識や技量とともに国民の信頼に足る人間的な力量が求められるところ、裁判員裁判に積極的に関与していくことによってこれらの資質・能力が養われることになるので、裁判員裁判は若手裁判官の格好のトレーニングの場となるとの認識が示された。その上で、公判前整理手続から判決に至るまでの各段階において、各裁判官に求められる資質と、それに対応した具体的な育成方策について、様々な意見が述べられた。

次に、民事事件・家庭事件における若手裁判官の育成に当たって考慮すべき事項について議論された。裁判所を取り巻く社会の状況が大きく変化する中で、裁判官に求められる資質・能力は、裁判員裁判におけるのと基本的に変わるところはないという共通認識の下、若手裁判官ができるだけ多様な経験をすることがで

きるよう配慮していく必要があるといった意見が述べられた。また、家庭裁判所においては、若手裁判官もチームリーダーとしての役割を果たすことが多いという特性があることから、その経験は育成に資するところが大きいとの見解が示された。

以上のような議論を通じて、先輩から後輩への一方的な伝承的教育に偏するのではなく、合議等を通じて、柔軟な発想で自ら考え、説得的に説明する能力等を身に付けさせるという観点から、個々の手続における若手裁判官の役割を検討していくことの重要性が確認された。

- 4 なお、最高裁判所長官が、冒頭のあいさつに続いて、裁判官が逮捕、起訴され、最高裁判所において罷免の訴追を請求した事件について付言し、こうした事態は、これまで営々として築き上げてきた裁判所に対する国民の信頼を著しく損うもので甚だ遺憾であり、この機会に、改めて職責の重大であることを自覚し、日々の職務を誠実に遂行することにより、信頼の回復に努めていかなければならないと痛感すると述べた。